

「障害者権利条約第1回日本政府報告（日本語仮訳）」に対する意見

[氏名]	日本障害者協議会(JD)・情報通信委員会委員長 菌部英夫
[住所]	東京都新宿区戸山1-22-1
意見	
<p>障害者権利条約は、すべての人のために不可欠な権利として人生の全局面において基盤となるアクセシビリティの保障とICT（情報コミュニケーション技術）の利活用を位置づけている（第2条、4条、9条、19条、21条）。しかし、政府報告は論点が散見され、的が絞りにくい。</p> <p>アメリカではADAのもとでの「リハビリテーション法508条」によって、連邦政府はアクセシブルなICTの調達を義務づけている。欧州の「Mandate376」も同様だ。わが国では強制力のある法制度や施策が不十分で、技術や指針があってもそれを必要とする人に届いていない。利活用のためのリテラシー教育も不可欠だ。</p> <p>また、JDのICT利活用実態調査（2007年）では、パソコン72.1%、インターネット68.6%、携帯電話55.5%が「困ったことがある」と回答しているが、その後の調査はほとんどなされていない。</p> <p>上記の認識のもと、政府報告は障害者のICT利活用の実態を反映しておらず、不十分な記述なので、次のように加筆修正されたい。</p> <p>さらに「142. なお、本条に関しては、障害者政策委員会より、次のような指摘がなされている」と記述されているが、政策委員会は「監視するための枠組みを担っており」とされている。政府報告として対策すべき事項であるので、そのように書きぶりを正されたい。</p> <p>○第4条 一般的義務（追記）</p> <p>28. <u>今後、一層の実効性の向上を図る。</u></p> <p>29. <u>新技術や支援機器は、日常生活はもとより、教育、労働、リハビリテーション等あらゆる場面で積極的に活用されるべきである。そのため、今後は利用促進面での支援制度を検討する。</u></p> <p>○第9条 accessibilityは、タイトルを「<u>アクセシビリティ</u>」とし、つぎの下線部分を加筆、追記すべき。</p> <p>55. <u>障害者権利条約の下、障害者基本法において（以下略）</u></p> <p>63. 情報利用のバリアフリー化については、障害者基本法第22条第1項において、国及び地方公共団体が、情報の利用におけるバリアフリー化のための施策を講じることとされており（中略）国及び地方公共団体におけるウェブアクセシビリティの維持・向上の支援に資するための手順書である「みんなの公共サイト運用モデル」を公表（2005年策定、2011年改定）している。<u>今後は、障害者の利活用実態をふまえ、関連省庁と連携し、対策につとめたい。</u></p> <p>65. <u>より一層の情報アクセシビリティ普及のため、利活用に関する助成制度及び啓蒙活動の実施も検討する。</u></p> <p>○第19条 自立した生活及び地域社会への包容（追記）</p> <p>126. <u>日常生活用具、補装具制度の利用状況や利用者の意見を地域差、経済格差含め調査し、入手後の利活用状況を把握し、利活用できるしくみを検討する。</u></p> <p>○第21条 「表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会」は、「<u>表現及び意見の自由と情報アクセス</u>」とし、つぎを加筆、追記。</p> <p>137. （前中略）障害者基本法において、電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務を行う事業者に対し、障害者の利用の便宜を図る努力義務を課している（障害者基本法第22条第3項）。<u>差別解消法や障害者の利活用実態をふまえ対応につとめたい</u></p> <p>139. <u>引き続き、支援者の不足を解消すべく、財政措置等を検討する。</u></p> <p>○第29条 政治参加（追記）</p> <p><u>新番号。国会中継のアクセシビリティについては、障害者政策委員会で実施されている手話通訳、要約筆記の配置につとめる。国会を傍聴する障害者から視聴覚及び記録のための支援機器を取り上げない。パブリックコメントは手話でも受付できるようつとめる</u></p> <p>○第30条 文化・レクリエーション・余暇・スポーツ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権利条約のいう「アクセシブルな様式」をとおして「活動へのアクセスを享受」できるための施策を記述すべき。</li> <li>・スポーツに関する多くの記述を整理・短縮して、余暇活動などの利活用実態と対応を追記すべき。</li> </ul>	